

## 平成28年度 文教委員会資料①

【議案第175号】

川崎市スポーツセンター条例及び川崎市スポーツ・文化総合センター  
条例の一部を改正する条例の制定について

参考資料

川崎市スポーツセンター条例及び川崎市スポーツ・文化総合センター  
条例の一部を改正する条例新旧対照表

市 民 文 化 局

(平成28年11月25日)

川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後				改正前			
○川崎市スポーツセンター条例 昭和60年3月30日条例第21号				○川崎市スポーツセンター条例 昭和60年3月30日条例第21号			
4 駐車場利用料				4 駐車場利用料			
種別		基本料金	超過料金	種別		基本料金	超過料金
普通自動車	高津 麻生	1台1時間まで 300円	超過時間30分までごと に 150円	普通自動車	高津 麻生	1台1時間まで 300円	超過時間30分までごと に 150円
	宮前 多摩	1台1時間まで 200円	超過時間30分までごと に 100円		宮前 多摩	1台1時間まで 200円	超過時間30分までごと に 100円
準中型自動車 中型自動車 大型自動車	多摩	1台1時間まで 500円	超過時間30分までごと に 250円	中型自動車 大型自動車	多摩	1台1時間まで 500円	超過時間30分までごと に 250円
備考 普通自動車、準中型自動車、中型自動車又は大型自動車とは、それぞれ道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車、 <u>準中型自動車</u> 、中型自動車又は大型自動車をいう。				備考 普通自動車、中型自動車又は大型自動車とは、それぞれ道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車、中型自動車又は大型自動車をいう。			

川崎市スポーツ・文化総合センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
○川崎市スポーツ・文化総合センター条例 平成26年3月27日条例第6号			○川崎市スポーツ・文化総合センター条例 平成26年3月27日条例第6号		
4 駐車場利用料			4 駐車場利用料		
種別	基本料金	超過料金	種別	基本料金	超過料金
普通自動車	1台1時間まで 300円	超過時間30分までごとに 150円	普通自動車	1台1時間まで 300円	超過時間30分までごとに 150円
準中型自動車 中型自動車 大型自動車	1台1時間まで 600円	超過時間30分までごとに 300円	中型自動車 大型自動車	1台1時間まで 600円	超過時間30分までごとに 300円
備考 普通自動車、 <u>準中型自動車</u> 、中型自動車又は大型自動車とは、それぞれ道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車、 <u>準中型自動車</u> 、中型自動車又は大型自動車をいう。			備考 普通自動車、中型自動車又は大型自動車とは、それぞれ道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車、中型自動車又は大型自動車をいう。		